

北アルプス学校間連携 共同学校事務室だより No.2

【発行責任者】 北アルプス学校間連携運営委員会
代表事務室長 小柳 昭文（大町市立仁科台中学校）
令和5年2月13日発行

「北アルプス学校間連携」 ～ 令和4年度活動報告 ～

1 エリア連携事務室活動報告

池田・松川エリア

- 1 エリア研修会開催回数等
⇒8回開催（予定含む） 【開催日 4/27、6/23、7/14、8/5、9/15、11/29、12/13、2/21】
- 2 実施内容について
○扶養手当、児童手当現況届点検 ○給与、服務関係書類点検 ○中信教育事務所事務調査書類点検
○年末調整申告書点検 ○改正通知読み合わせ ○事例研修、共通理解等
- 3 「協同・協働」のメリットについて
○県監査や事務調査前に、対象書類の確認をすることで、監査等に向かう前に準備ができる。
○毎年1回給与、服務関係の書類を確認しあうことで、早期に修正等を発見し対応できる。
○他校の事務処理方法を参考にすることで、業務改善につながる。
○改正通知の読み合わせをすることで、改正された内容の確認や理解しにくいところを話し合いながら共通理解することができる。
○各学校へ訪問した際、当該校の校長先生と懇談する時間をとっていただいている。エリア内事務職員との顔合わせができたり、エリア内の課題などについて懇談することで、課題解決へつなぐことができている。

〔代表者：松川中学校 山崎 佳寿美〕

大町南部エリア

- 1 エリア研修会開催回数等
⇒8回開催（予定含む） 【開催日 4/21、5/23、6/30、7/14、10/20、11/28、1/23、2/28】
- 2 実施内容について
○研修会場校の学校長との懇談（人を知り、学校を知り、地域を知る。エリア内の課題の確認。大町市学校再編の進捗状況確認と課題の共有）
○エリア内各校の事例報告と共有。疑義事項の検討と解決。（エリアで解決できない場合は関係機関へ照会して解決し共有化）
○事務職員同士のOJT（仕事の進め方や処理方法・周知方法の紹介、コミュニケーションの取り方等）
○県監査事務局監査対象校の諸表簿の点検及び実施後の指摘事項等の情報共有
○研修会場校の服務・給与・旅費関係書類の確認、実績給インプットの確認、各種手当認定書類の確認。
○扶養現況確認（6月）、寒冷地手当支給確認（10月）、年末調整申告書確認（11月）、人事異動事務処理確認（1月）
- 3 「協同・協働」のメリットについて
○事例や疑義事項を確認・検討・解決し合うことで、各自の知識の向上や仕事のミスの減少につながった。
○学校長との懇談をすることで、お互いの顔と名前を覚え合い、同じ一人職としての校長の悩み・事務職員の悩みを理解し合うことができた。また学校ごとの課題・エリアの課題・地域の課題について共有することができた。特に大町市の学校再編については喫緊の課題としてお互いの意識の共有化を図ることができた。
○若手・中堅・年配とも、仕事の進め方・処理の仕方・周知の仕方・コミュニケーションの取り方等々について情報交換をすることで、お互いの「OJT研修」の場となった。

〔代表者：大町東小学校 小澤 晃〕

大町北部エリア

- 1 エリア研修会開催回数等
⇒7回開催（予定含む） 【開催日 5/23、6/27、7/20、10/20、11/25、2/14、3/6】
- 2 実施内容について
○条例改正等確認 ○扶養、児童手当現況確認 ○寒冷地手当確認 ○年末調整書類確認
○各種認定事務確認 ○会場校書類確認 ○ 会場校学校長との懇談
○各エリア研修会からの事例等情報共有 ○日常業務上の疑義事項、事例等の共有等
- 3 「協同・協働」のメリットについて
○一人ではできないことも集まることでできることがある点が協働の良さだと思う。また、新人層職員の抱える疑問をベテラン職員の豊富な経験に基づくアドバイスで導いて貰えることがありがたい。
○経験者は培われた能力や経験知を活かし若年職員への指導や助言をおこなうとともに自分自身の資質向上や後輩の育成のための「OJT研修」の場となっている。
○各校の課題等を相談しながら解決の糸口を見出したり、参考になる実践を自校に取り入れたりできる。

〔代表者：美麻小中学校 西澤 雄一〕

白馬・小谷エリア

- 1 エリア研修会開催回数等
⇒5回開催（予定含む） 【6/23、8/4、10/24、11/24、2/27】
- 2 実施内容について・各種認定事務確認
○実績給インプット確認 ○扶養、児童手当現況確認 ○年末調整確認 ○会場校学校長との懇談等
- 3 「協同・協働」のメリットについて
○書類点検をすることにより、間違いを見つけることができるので、一人では気づかなかったミスが分かる。
また、特殊事例の共有により、自校にはない事例を学ぶことができたり、事務処理上の疑問点を質問してその場で答えていただくことができる。

〔代表者：白馬中学校 佐藤 勇揮〕

・「北アルプス学校間連携」の各エリアは、上記の4エリアを組織し活動してきましたが、大町市の学校再編に伴い学校数が減少していくため、令和5年度より「大町南部エリア」「大町北部エリア」を統合し、「大町エリア」として組織、活動していく予定です。

2 研究活動報告（課題別グループ研究）

「学校運営研究グループ」（研究責任者：大町西小学校 山崎 博文）

「大北版標準的職務表」の研究

R2.10.2に県教育長より発出された「公立義務教育諸学校事務職員の標準的職務表の改定について」通知について、各市町村の学校管理規則等へ位置付け、その法的根拠を基に各校の事務職員がスキルアップし、期待されている役割を担って学校教育に寄与することを目的として研究を進めてきた。

標準的な職務の例は文科省からR2.7.17に通知されており、その目的は学校において唯一の総務・財務等に通ずる専門職として校務運営へより主体的・積極的に参画していくことを求めたものである。事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担をすることで、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化がはかられ、学校現場の運営体制等を整えることで教員の業務負担軽減が可能となり、子どもと向き合う時間の確保・拡充がすすむことを念頭におき引き続き研究をしていきたい。

「教員支援研究グループ」 （研究責任者：第一中学校 山岸 彰）

共同学校事務室に関する広報資料や教職員向けの周知資料の作成

研究テーマ「共同学校事務室に関する広報資料や教職員向けの周知資料作成」については、「北アルプス学校間連携共同学校事務室だより」第1号を周知資料「コロナ関連の服務」を含めた形で発行した。（年度内に第2号を発行する予定）また、令和元年度北安曇教育会学校事務研究調査委員会が作成した「事務手続きマニュアル」を北アルプス学校間連携運営委員会により再編集し、「新たに採用された職員のみなさまへ ～事務手続きマニュアル～」として年度内の発行を目途に校正等を進めている。来年度以降も継続して広報、周知活動、発行物のメンテナンス等に当たっていくことが望ましいと考えている。

「財務研究グループ」 （研究責任者：白馬南小学校 高橋 卓也）

備品管理方法・基準、備品分類の検討

大北地域で統一した備品分類表を見直し、簿冊・カード式の台帳をデータ移行することで管理の効率化を目指して研究を進めてきたが、国が出している「教材整備指針」が新しくなっていることから、再度照らし合わせが必要になった。今後は「教材整備指針」を参考にしながら備品登録する金額を白馬村の取扱（基本的に10万円以上の物品を台帳に登録）に合わせていくことも検討し、備品管理業務の効率化、学校職員の働き方改革に繋げていきたい。

「業務改善研究グループ」 （研究責任者：仁科台中学校 志賀 瑞樹 ）

5市町村で統一できる規程、帳票等の整備

現状、市町村毎に異なる規程が存在し、大北地域内でも服務等の扱いが異なる場合があるため、規程等を標準化する研究を進めてきた。また併せて帳票の簡素化等についても研究し、業務改善に繋がる見直しを進めてきた。

冬期研修会（1/17）で各市町村の服務規程の現状や帳票の簡素化案等を示し、研究への理解や参加者から意見反映する場を設けた。今後は参加者からの意見も踏まえながら、帳票の見直しや業務の簡素化をさらに検討していきたい。また、規程の標準化を進めていくためには市町村教委担当者との連携や各市町村の法規委員会の日程を確認しておく必要がある。今後も市町村教委と連携・協力しながら、規程の標準化・業務改善をすすめていきたい。

全体研究・総括 （大町・北安曇小中学校事務研究会 研究部長：高瀬中学校 臼井 由実子）

全体研究については今年度「北アルプス学校間連携との協働」を研究課題として設定し、学校間連携をどのように進めていくか研究を行いました。

具体的には、学校間連携等に関する講義を聴講したり、他地区の取組状況について情報共有したり、また、課題別グループ研究結果について発表し合い共通理解したうえで実際に各市町村教育委員会の担当者の皆様とその研究結果からみえてきた課題について討議する、等の機会を設け研究を行いました。

これらの研究を通して、学校間連携の良さ・効果を改めて認識した一方、さらによりよく進めるにはどのような点が必要か考えていく必要があることがわかりましたので、引き続き研究を進めてまいります。

～育児休業制度等 改正のポイント～



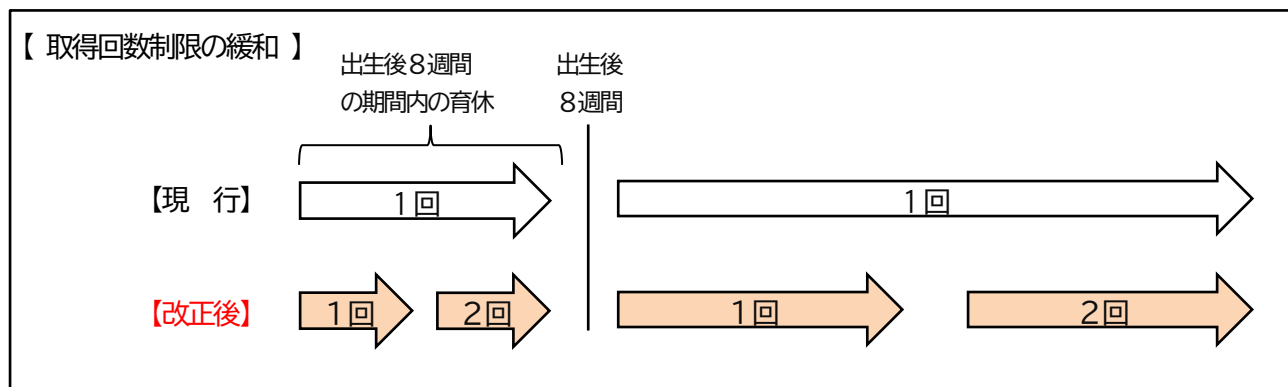
育児休業法（現・育児・介護休業法）は平成3年に制定、平成4年4月から施行されました。併せて私たち公務員も「地方公務員の育児休業等に関する法律」が時期を同じくして制定され、平成4年4月1日から施行されています。施行30年目を迎えた現在、**男性の育児休業取得率**は年々上昇しているものの、**令和2年度で12.65%と、女性（81.6%）に比べ大きな差があります**。男性の育児休業取得をこれまで以上に促進するとともに、職場全体の雇用環境整備を進めるため、令和3年改正では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組として出生時育児休業（産後パパ育休）が創設されました。**令和4年10月の改正では、この出生時育児休業や出生後8週間後の育児休業の分割取得等について改正されました**。今回の法改正のポイントについてお知らせします。

（育児休業取得率の出典：厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」）

ポイント〈1〉 育児休業取得回数制限の緩和等（令和4年10月1日施行）

改正事項	現 行	改正後
① 育児休業の取得回数制限の緩和 （②の育児休業を除く。下図参照）	原則1回	原則2回
② 子の出生後8週間の期間内に取得する 育児休業の取得制限の緩和 下図参照	1回	2回
③ 子の出生後8週間の期間内に取得する 育児休業の承認請求の期限の短縮	開始日の30日前まで	開始日の14日前まで

※この他に、期末勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いも見直しされています。



ポイント〈2〉 育児参加のための休暇の対象期間の拡大（令和4年10月1日施行）

育児参加のための休暇(特別休暇)		配偶者が分べんする場合において、当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するときに取得できる特別休暇です
	現 行	改正後
対象期間	産前(出産予定日前)6週間から産後8週間まで	産前(出産予定日前)6週間から子が1歳に達する日まで
取得可能日数	5日の範囲内	

- 「北アルプス学校間連携共同学校事務室だより」第2号をお届けします。今回の内容は、令和4年度の活動報告とR4.10.1に改正された育児休業制度の概要についてのお知らせになっています。子育て支援についてはこれまでも年々拡充され、様々な制度改正も行われてきています。折しも政府より「異次元の少子化対策」が打ち出される中で、児童手当拡充の議論も始まっています。今後の動向が注目されます。

来年も「共同学校事務室」の活動や様々な制度について、情報提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

（大北事務研究会総務部 広報担当）